

# 一時預かり利用者負担軽減事業のご案内

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等を対象に、一時預かり事業（保育所等に通っていない児童等の一時預かり）の利用料の一部を助成し、心理的、身体的及び経済的な負担の軽減を図ります。

## 1 対象世帯及び補助上限額

対象世帯	補助基準額（利用1回あたり）
① 生活保護世帯	3,000円
② 市民税非課税世帯	2,400円
③ 市民税所得割合算額が77,101円未満世帯	2,100円
④ ①～③のほか、市長が特に支援が必要と認める世帯	1,500円

※利用料と補助基準額を比べ、小さい方が補助額となります。

※4月～8月の利用は前年度、9月～翌年3月の利用は当年度の市民税所得割で判定します。

## 2. 請求方法

請求の方法は2種類あります。

### ①代理請求・代理受領

保護者に代わって、一時預かり提供施設が市へ請求を行う方法です。

※請求は利用年度の3月31日までにお願いします。

### ②償還払い

保護者が利用料を一旦施設へ支払った後、市へ補助申請を行い、補助を受ける方法です。

## 3. 必要書類

### ①代理請求・代理受領

#### ○利用施設へ提出するもの

- ・安来市一時預かり利用者負担軽減事業補助金交付申請書兼委任状（様式2号）
- ・【生活保護世帯の方】生活保護受給者証（※世帯全員分）

### ②償還払い

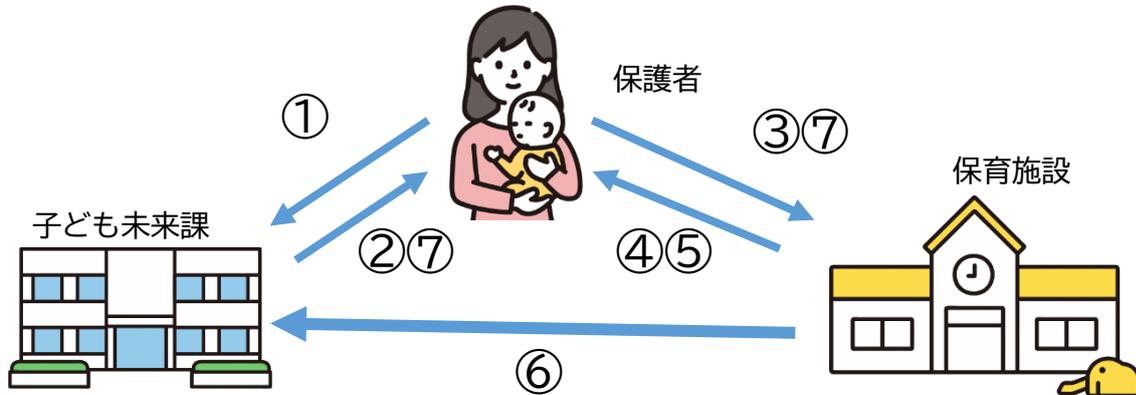
#### ○一時預かり利用後に子ども未来課へ提出するもの

- ・安来市一時預かり利用者負担軽減事業補助金交付申請書兼請求書（様式1号）
- ・【生活保護世帯の方】生活保護受給者証（※世帯全員分）
- ・利用施設が発行した領収書

## 一時預かり利用者負担軽減事業利用の流れ

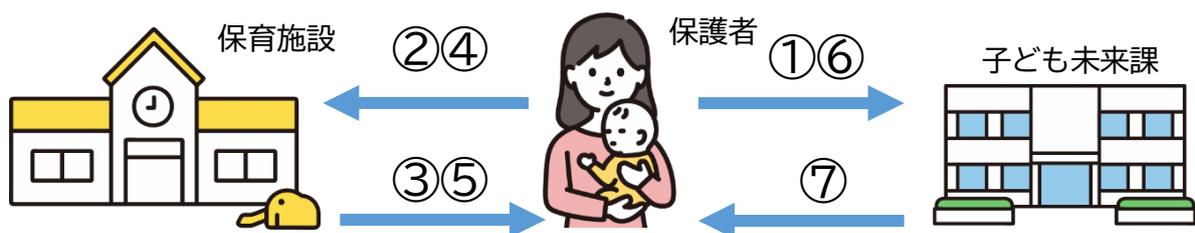
申請方法は2通りありますが、いずれも利用される前に対象かを確認してください。

### 【代理請求・代理受領】 利用施設が保護者に代わり申請する方法。



- ①利用前に保護者が子ども未来課へ“交付申請兼委任状(様式2号)”を提出する。
- ②子ども未来課から“補助金決定(却下)通知書(様式4号)”を発行する。  
“決定通知書(様式4号)”は有効期限があります。(4~8月, 9~3月)
- ③保護者は施設に“補助金決定(却下)通知書(様式4号)”を提示して利用する。
- ④施設は、補助基準額を差し引いて保護者に請求する。
- ⑤保護者は、保護者負担額があれば施設に支払う。
- ⑥施設は、“請求書”・“使用を証する書類”を子ども未来課へ提出する。
- ⑦安来市から施設に補助額が振り込まれる。

### 【償還払い】 保護者が直接、子ども未来課へ申請する方法。



- ①利用前に保護者は子ども未来課で補助要件の該当になるか確認をする。  
※8月が補助要件の切替時期になりますのでご注意ください。
- ②確認後、保護者は一時預かり保育を利用する。
- ③施設は、利用料を保護者に請求する。
- ④保護者は、利用料を施設に支払う。
- ⑤施設は、保護者に領収書を発行する。
- ⑥保護者は、領収書の写しを添えて、“補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)”を子ども未来課へ提出する。
- ⑦安来市から保護者に補助額が振り込まれる。